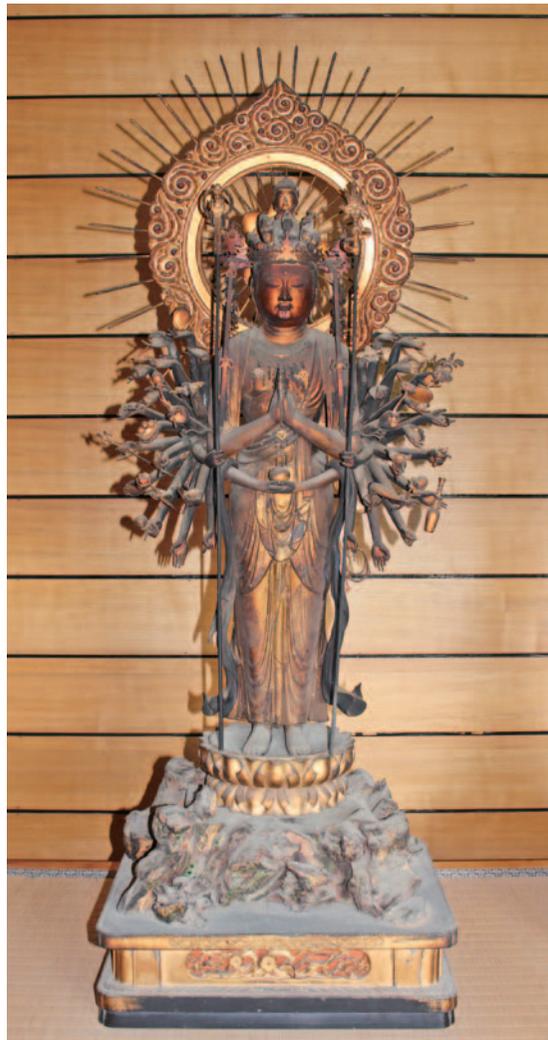


京 佛

新年号



京都府宮津市 禅海寺 重文 木造千手観音立像

京 都 仏 教 会

ゴッホ展

Van Gogh in Paris : New Perspectives

空白のパリを追う

2013.
4.2 [tue] → 5.19 [sun]

京都市美術館 (岡崎公園内)

Kyoto Municipal Museum of Art

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124

Tel.: 075-771-4107 Fax: 075-761-0444 www.city.kyoto.jp/bunshi/kmma

開館時間: AM9:00~PM5:00 (入場はPM4:30まで) 月曜日休館 (4月29日、5月6日は開館)

入場料金: 一般 1400円 (1300円)、高大生 1000円 (900円)、中小生 500円 (400円) ※()は前売料金 ※20名以上の団体料金は前売料金

※お得な前売り券は、4月1日(月)まで期間限定発売! ※身障者等、証明書提示で無料。要介護者には付添1人無料、証明書表記に限る。

主催: 京都市、mbs、京都新聞社 特別協力: 朝日新聞社 企画: ファン・ゴッホ美術館、財団ハタステフティング 後援: オランダ大使館、オランダ総領事館、オランダ政府観光局

協賛: DNP 大日本印刷、日本通運株式会社、(株)進々堂

問い合わせ先: ゴッホ展事務局 Tel. 06-4950-7555 (AM10:00~PM5:00、土日祝を除く) ゴッホ展公式ホームページ: <http://www.mbs.jp/gogh2013/>

(グレーのフェルト帽の自画像) Vincent van Gogh (1853-1890), Self-portrait with grey felt hat, 1887-09 Paris, oil on cotton, 44.5 x 37.2 cm

Van Gogh Museum, Amsterdam (Vincent van Gogh Foundation)



青蓮院門跡名譽門主
会 長 東伏見慈洽

会 長	東伏見慈洽	評議員	坂根孝慈	園部町仏教会会長	大谷俊定
理事長	有馬頼底	〃	佐分宗順	京丹波町丹波仏教会会長	長澤智雄
常務理事	宮城泰年	〃	小松玄澄	京丹波町丹波仏教会会長	長澤智雄
〃	荒木元悦	〃	森 孝忍	福知山市仏教会会長	朝倉義寛
理 事	大西真興	〃	塩見明德	綾部市仏教会会長	本田隆秋
〃	安井攸爾	〃	岡本龍雄	〃	〃
〃	森 泰長	〃	中村覚祐	〃	〃
〃	佐伯快勝	〃	横江桃国	〃	〃
〃	北園文英	〃	川村俊弘	〃	〃
〃	北川隆法	〃	吉田清順	〃	〃
〃	坂口博翁	〃	町田泰宣	〃	〃
〃	掃部光昭	〃	田邊宗一	〃	〃
〃	澤 宗泰	〃	梶 妙壽	〃	〃
監 事	山木康稔	〃	田中恵厚	〃	〃
〃	月沢泰信	〃	戸田妙昭	〃	〃
		〃	砂原秀輝	〃	〃
		〃	谷内弘照	〃	〃
		〃	長澤香静	〃	〃
				舞鶴東仏教会会長	大道無礙
				三和町仏教会会長	尺下順彦
				京丹波町和知仏教会会長	高柳秀文
				大江町仏教会会長	車 浩眞
				加悦谷仏教会会長	宮垣光真

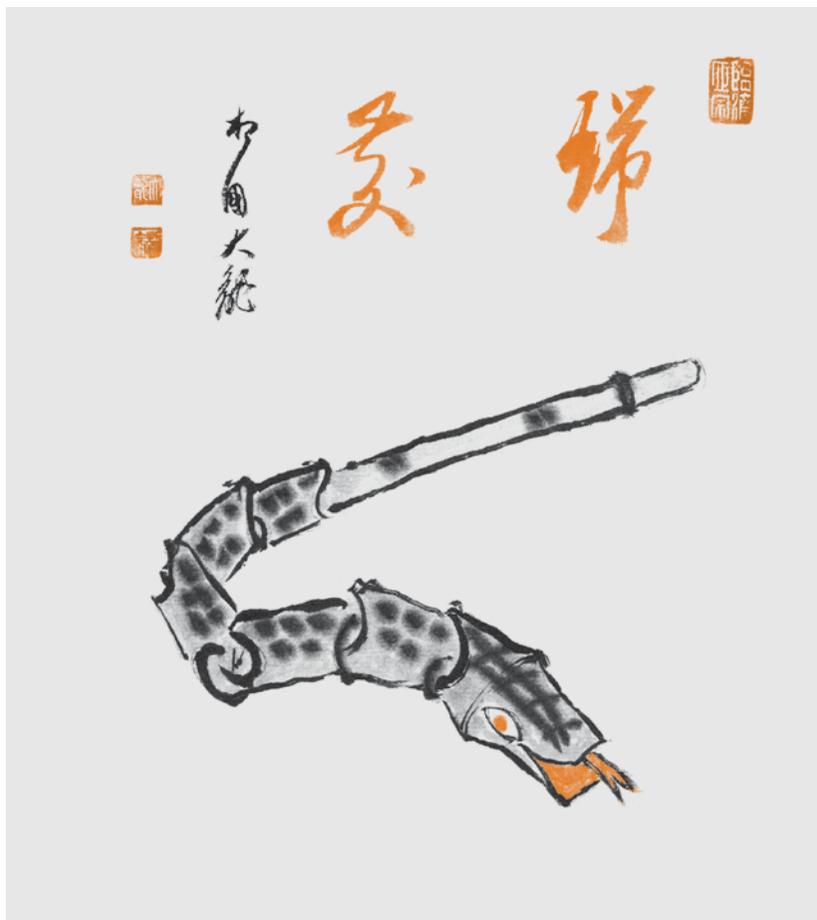
ご 挨拶

新年明けましておめでとうございます。

ご寺院各位におかれましてはご清祥のことと存じます。

さて、宗教についてこの宗教が良い宗教か悪い宗教かを国が判断したり、まして心の中の行為を国が介入することなどはありえないこと
であります。信教の自由は日本が戦後得た貴重な自由のひとつなので
す。ですが昨今、私どもは宗教法人法の精神が歪曲されようとしてい
ることに危惧を覚えます。具体的にはオウム事件以降の宗教法人法の
改定と宗教法人の設立認証問題です。憲法二十条の定める信教の自由
の保障、政教分離の原則、から逸脱し官が裁量によって次々と条件を
付加してくる事例に対し、宗教界はこれを放置せず声を大にして憲法
と法に従った行政の実行を強く求めるべきであると思うのです。

合 掌



いまま、便々として毎日を過ごしてしまおうのです。しかし、自分自身の五感を常に働かせて感度を良好にしておけば、今まで気づかなかったことに気づくようになります。新しい発見といえますか、新しい感動というものが必ずあるはずです。ですから私たちは日常生活の中でも、あんなところへは行きたくな

合 掌

てが仏法の発露の場所であるという意味です。どんなところに行っても、すべてのところに真実が存在する。行って無駄なところは何一つないということですから。例えば、雄大な自然の

景観の中に入っていくと、一木一草がすべて仏のあらわれである。またいったん我が家に帰ってくれば、仮にそこが都会の騒々しい一角であるとしても、そこにも真理が存在する。

つまりどんなところにも眼前に仏法の真理が満ち溢れている。そうであるならば、そのせつかくの素晴らしきものを感じとらなければならぬのではないでしょう。残念ながら、多くの人はそれに気づか

いとか、そこは嫌だとか、そういう選り好みはすべきではありません。静かなら静かですよ、うるさいならうるさいですよ。うるさいなら「うるさいなあ」とか言っておればそれでいいわけなのです。また、お茶会の時だけ立居振舞に気をつけて、家では無様な格好をしているというのではいけません。

理事長報告

処々全真

(しよしよぜんしん)

臨濟宗相国寺派管長
理事長 有馬 頼 底



新年となりました。厳しい寒さの中、各ご寺院はじめめ皆々様に於かれましてはご清祥の御事と存じます。さて、当会は昨年同様、毎年の宗派を超えた仏教行事や文化事業のほかにも種々活動の場を広げ、新たな事業にも意欲的に取り組ましました。特筆すべきは、日中の文化交流を意図した「陝西省佛教協会・京都仏教会仏教書画展」の日中開催です。日本開催については政治状況の中で揺れ続けましたが、私どもは国交正常化四十周年以前より民間交流を続け、さかのほれば千年以上も前から深い交流があった日中両国ですから、何が大切かを見極め肃々と交流を続けたいと思うのです。また、数年来、「国家と宗教研究会」で議論を重ね全国の寺院や諸宗教の方々から「宗教法人の設立

認証」について設立に困難を極めているという報告が相次いでおる中、昨年十一月十九日に文化庁に対し「求釈明及び抗議書」を作成し、持参致しました。宗教学法人を設立し多くの人心に答えようと、宗教学法人法の基本精神を順守し、認証を受けようとする尊い行為を、三年ルール等法的根拠を持たず、官僚の裁量権なるものによって、受理をしないことで何年も棚ざらしにし事実上認証をしない実態について、深い憂慮の念を禁じえません。

また、明日の京都文化遺産プラットフォームも着々と成果を上げ、昨年は世界遺産条約採択四十周年の機会が京都で開催され、世界中から関係者が集いました。文化財の保存と公開の問題や防災の問題、歴史都市の景観の問題を「世界遺産対象寺院会議」を開催し議論したり、文化遺産を未来に伝えるための若い世代への継承を意図した「世界遺産を描こう」コンクルの開催等を実施することが出来ました。政治も経済も大きく変化する中、何事にも惑わされず釈尊の教えである四諦八正道を黙々と実践するのみであると存じます。

処々全真

(しよしよぜんしん)

「処々」というのは、いたるところという意味です。ですから「処々全真」とは、いたるところすべてがまったく真理であるということです。

わかりやすく言えば、私達は会社へ行っても、家へ帰っても、あるいはお茶会に行っても、つまりいかなる場所へ行ってもそのすべ



駒澤大学名誉教授
宗教と政治検討委員会委員

現状の宗教法人認証行政の 違法性について

洗 建

一、三年ルール

宗教法人格はなかなか取れない、少なくとも三年はかかるという噂が、宗教界で語られるようになって久しい。これが全国的に行われているところから、単に県レベルでの裁量ではなく、宗務課の指導が関わっているに違いないと推察されていたが、このほど、たまたま京都仏教会は文化庁が出している「審査基準等宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」と題する平成九年二月五日付けの文書を入力することができた。

この文書は文部大臣（現

文部科学大臣）が行う認証

の基準と記されているが、

全国的にばらばらであって

はならないということから、

各都道府県においてもこの

基準で認証するように指導

していることが明らかにな

った。この文書は「規則、

規則の変更、合併及び任意

解散の認証に関する審査に

当たっては、法の規定、

の外、特に以下の点に

留意して行うものとする。」

という書き出しになってお

り、この審査基準が法律に

基づくものではなく、行政

の裁量によるものであるこ

とを、文化庁自身が自覚し

ていると思われる驚くべき

内容のものである。

二、審査基準の違法性

この基準では、申請書類の受理に先立ち、申請団体が宗教団体であることを確認するために、過去三年の実績の添付を求めたり、信者や教師の存否について、その一覧の添付させ、その真実性を適切な方法で確認するように求めたり、当該団体の規約を添付させて、過去三年の運営を調査したりするとしている。またまだ、違法な基準が満ちあふれているが、紙数の関係で列挙することができない。しかし、宗教法人法のだ

の条文を見ても、申請時に三年以上の実績が必要であると解釈することはできないし、信者であるか否かを国家が確認することは信教の自由を侵害する違憲行為であり、法人化する以前の宗教団体の規約は、宗教上の事項と財産管理に関する規約が分離されていないのが通常であるから、財産管理に名を借りて宗教活動が（国家にとって）好ましいものであるかどうかを、認証判断に関わらせていると考へざるを得ない。さらに実際には過去三年ではなく、規則の案を提出させてから、その通りの運営をするかどうかを三年程度見極めるな

ど、認証までに長期間店晒しにする違法行政が横行しているのである。法は認証申請から三ヶ月以内に認証に関する決定をしなければならぬと定めているのである、申請の受理をせずに店晒しにすることは、法の規定を無意味にする違法行為であることが明らかである。これは法が求めている認証制度を骨抜きにして、宗教団体（法人）を国家管理する違憲・違法な基準であると言わねばならない。

三、認証制度

宗教法人法が認証制度を採用しているのは、「政教分離の原則を骨子として立法制定されたもの」であり、「一種の準則主義を採った」（井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』）ものであるから、時代が変わったからといってゆるがせにして良いものではなく、また法人格は所轄庁がこれを与えるのではなく、宗教団体が法に基づいて自ら取得するのであるから、法人化は宗教団体の権利なのである。したがって、所轄庁に裁量権のないことは、歴代宗務課長が明言してきたところである。

法第二条によれば、礼拝の施設を備え、宗教の教義があり、信者が礼拝その他

世界遺産京都の保存と発展

元東京国立文化財研究所所長

伊 藤 延 男



ユネスコが世界遺産条約を採択して40周年になるのを記念して開かれましたこの会議において、「世界遺産京都の保存と発展」という題でお話をする機会を得ましたことは、大変光栄であります。尤も、地元の京都に於いて世界遺産の保護と発展にご尽力なさっておられる皆様にご改めて京都のお話をするのはやや面映ゆいことではありますが、私はこの条約の最初から何かと関わってきましたので、思い出話を交えてお話しさせていただきます。

昭和47年（1972）3月末、私は当時文化庁に勤務しておりましたが、突然パリのユネスコ本部で「世界遺産条約最終草案作成のための専門家会議」が開かれるので出席するよう命ぜ

られました。出席してみると、参加者はヨーロッパ各国の建築家や考古学者といった専門家達が中心になっていました。その多くは私よりも少し年齢が上の人達であったようで、戦争の傷跡かと思われる箇所を身に負われた方もおられました。そういう人々が協力して条約草案を作成したのでした。ユネスコがそれまでに採択した条約がすべていわば第二次世界大戦の後始末であったことを考えますと、私は、この世界遺産条約こそ平和のためのユネスコ活動の集大成だと直感し、大いに感銘を受けたのでした。

日本は、いろいろな事情があつて、平成4年（1992）によりやくこの条約に加盟しました。そして翌

ば良いだけのことである。所轄庁が違法・過剰な介入をするようになったのは、宗教の不祥事に対して、世論の批判が厳しくなったことが要因であろう。ただ、宗教法人法は財産管理に関する法規制に過ぎないことを忘れてはならない。宗教法人の財産管理に関する紛争や不祥事も数多い。しかし、それは通常訴訟によって解決が図られているのであり、世間もそれを妥当なものとして納得している。一方、マスコミや世論が沸騰し、所轄庁を責め立てるのは、宗教活動に伴う不祥事があつた時である。しかし、だからと言って所轄庁

に宗教に対する包括的な指導・監督の権限を与えて良いものだろうか。そんなことをすれば、所轄庁の世俗的良識（？）による介入を認めることになり、戦前のように、信教の自由が著しく侵害されることになる。したがって、法はそのような権限を与えてはいないものであり、宗教活動に伴う違法行為は、一般の国民と同様に刑法、民法、その他の法律の適用によってこれを規制することになっているのである（法第八六条）。信教の自由は時として法の規定をも越えることのある強い国民の権利ではあるが、治外法権ではないのであり、

宗教団体といえども日本の法律はすべて適用され、適用除外されることはないのであるから、国民一般に適用される諸々の法律によって規制することで充分であり、宗教団体のみに適用される特別な規制はすべきではないのである。したがって所轄庁の為すべきことは、このような法の構造をマスコミなどに十分に説明することであり、認証の基準を行政の裁量で変更して、恣意的に宗教団体の選別をすることではない。違法行為の規制ではなく、宗教そのものの善し悪しを国家権力が判断することは、信教の自由の侵害そのものであり、

憲法に違反することは明らかであるからである。

このような違法な行政を横行させていることには、これに暗黙の承認を与えてきた宗教界にも一端の責任がある。認証を引き延ばし、店晒しにされた個別の被害宗教団体が、これに対応することは困難である。全日本仏教会や日本宗教連盟などの連合体が、違法行政の是正に厳しく対応しなければ、その存在意義が問われよう。これは単に宗教界のみの問題ではなく、国民の重要な権利である信教の自由を守れるかどうかの問題なのである。

日中友好四十周年記念書画展 報告

宝巖院 住職

田 原 義 宣



今年の二月頃、中国西安市にある「天竜宝巖素食館」の副総経理裴海南氏より電話が有り「今年は中日友好四十周年、陝西省佛教会設立五十周年に当たり、陝西省佛教会として記念イベントを行いたいと佛教会が言っているが如何でしょうか」との話で、どの様なことを考えているのかと問いますと、日本仏教会と陝西省佛教会合同書画展を陝西省西安と日本で開催したいとの事。

最初私は裴氏に「日本仏教会となると、今からでは時間的無理があり、纏めるのが大変で、それよりも陝

西省と京都府、西安市と京都市が友好関係にあり、京都には各宗の御本山が有るから話も纏まり易い京都仏教会にお願ひしたほうが良い」と説明し陝西省佛教会も承諾。

五月に陝西省佛教会副会長・西安大興善寺住職寛暁法師と裴海南氏の二人が来日。早速京都仏教会理事長・相国寺管長有馬頼底老大師猊下に御相見をお願いし、ご説明申し上げ、日中友好の為ご協力をお願い申しますと、管長猊下より御快諾頂き、御同席頂いた事務局長長澤師と、あまり時間がないものですから早速

打ち合わせに入り、日時、墨蹟の点数、参加人数、輸送方法等を話し合い、先ず日時を最初陝西省佛教会は八月上旬を希望しておりましたが、京都仏教会としては日本に於いて八月上旬はお盆の月に当たり、又墨蹟を収取するには時間が無い等、両会の都合を摺合せ、最終的に八月二十七、二十八、二十九日と確定。

早急な準備が必要なためこの日に合わせて七月二十七、二十八、二十九日に訪中。北京にて裴海南氏と打ち合わせ、日本大使館に出席依頼の挨拶。

京都では事務局長長澤師

は、コア(核)とバッファゾーン(緩衝地帯)を適正に決めることです。日本政府は、京都の社寺のうち、文化財保護法で国宝や特別史跡、特別名勝といった第一級の文化遺産が所有する17ヶ所を選んで核としました。この点は問題なかったのですが、緩衝地帯は、これを文化財保護の観点から定める法律がありませんので、建設省(現国土交通省)所轄の都市計画法や古都保存法で決められた環境保護関係の地区を拾ってこれに当てました。加えて京都の場合、周辺に歴史的環境保全地域という龐大な開発制限区域が定めてありましたので、日本の世界文化遺産のうち最も良好な保存状況ができたのであります。

と申しましたが、これら

の地域地区に対する制限は、主として建築の高さの画一的制限だけでしたので、京都のように歴史が古く、自然との交錯が複雑な都市には、もう少しきめ細やかな配慮が必要とされました。

このような状況を踏まえ、京都市では、環境政策の進化を目指した新しい制度改革を実行されました。京都は日本の代表的大都市でありますので、都市計画法な

ど国の法律に基づく条例でも、独自に制定した条例でも、ともに市の考えで見直すことが出来ます。そこで、沢山の条例の見直しが行われ、改正点は平成23年度から実施されています。特にここで申し上げたいのは、眺望の観点から、建築物の高さ、デザインを規制する条例です。例えば、賀茂川

西岸のある所から東山の大字を見た場合、二点を結ぶ軸線の左右一定角度をなし、かつ一定仰角以内の空間をA区域として、建築物の高さとデザインを規制するのですが、それだけでなく、その左右にB区域(近景デザイン規制区域)とC区域(デザイン誘導区域)をも加えて、良好な眺望を手厚く確保しようとしているのです。

顧みますと、価値ある物件の実体的保存を目指す文化財保護法と一定の街区に一律の制限を加えるだけの従来型都市計画法関係条例の欠点を克服したこのキメ細やかな規制は、画期的なことといえましょう。京都市の御決意に改めて敬意を表したいと思います。

然しながら、これは市御

当局の独断で出来ることではありません。その背後に広い市民全体の合意形成がなければ実行可能な筈がありません。察しますと、これは、古くは京都の町に育った町衆文化の伝統に根ざし、近くは世界有数の観光地として名をはせている京都のチャレンジ精神が発揮された結果と考えられましょう。

世界遺産の考え方は近年拡大し、無形文化遺産の条約も出来ました。京都には、祇園祭をはじめ多くの無形文化遺産がありますし、各種博物館も充実して、有形の動産文化財も豊富です。私は、京都があらゆる種類の文化遺産を包含する総合的世界遺産都市としてますます充実、発展されることを願ってやみません。

が東奔西走されて五十点の作品をあつめられ、輸送は進研究所社長木下進氏に依頼。色々な問題点があり、西安佛教会宛に発送したのが八月に入ってから様記憶しています。

陝西省佛教会は展覧場所を最初西安美術館に予定しておりましたが、少し狭いとの判断で西安博物館に変更する。

最初に事務局長澤師に「覚書」を必ず交わして貰いたい。何か問題が生じたときには、相手が中国ですから大変難しい事になる恐れがあるため「覚書」だけはお願いますと申し上げ、

次に生じた問題は、大切な五十点の墨蹟をどの様に、何処へ発送したら良

でご挨拶を頂き、書画展開会のテープカットは日本大使館次席公使堀之内氏（八月に日本大使館を訪問し出席の依頼済み）、開会の挨拶は、京都市長門川氏にお願いすると決定。

八月二十八日早朝、西安市内のホテルにて陝西省佛教会設立五十周年記念大会開催。出席者は陝西省政府関係者、陝西省寺院僧侶（約三百五十名）、日本側より京都仏教会理事長有馬頼底猥下、京都仏教会理事各師総勢八名（中国側より支加者の方は市内観光をして頂き、書画展開会式まで

日本語と中国二通作成し、調印は開会式の後京都仏教会理事長と陝西省佛教会長の間で行うこととなる。

次は日本側からの参加人数を僧俗合わせて三十五名と確定。何せ開催確定日が中国側の都合により二転三転するものですから、なかなか募集を掛け難く事務局長澤師が大変苦勞されておりましたが、最後は有馬頼底理事長猥下の人脈、長澤師の尽力や理事さんのご協力により確保する事が出来たように思われます。

会場にお戻り頂くことになりました。

午後、西安博物館にて陝西省佛教会、京都仏教会共催による記念書画展開会式が執り行われた。日本大使館次席公使堀之内氏によるテープカット、京都市長門川氏の開会ご挨拶で始まり、その間他の人々は、ガンガン照りの下かなり長時間立たされ、「もし日本だったらテントの一张りも張り、椅子の一脚も出すのに……」

と思いつつも早く終わるのを待っていました。夜は陝西省宗教局（政府）主催の歓迎レセプションに参加する。

いのか、これも宛先が二転三転する。また税関の問題で、中国側の指示通りにすれば無駄な費用と時間が掛り、開催日までに到着しない恐れがあり、進研究所の木下社長が直接中国に乗り込み、中国の運送会社の尻を叩き、税関と直接話し合

つて、できるだけ費用の掛らない方法で安全に発送したいと御苦勞され、ぎりぎり開催二日前に会場に到着した。木下社長の話によると、「中国以外の国々ではこの様な事はない」

私は、御一行より一日早く現地に入り、会場の下見と開催中の内容打ち合わせ

あつたと思われま

次は、日本側での開催となり、日時は十一月二十六日（二十八日まで、場所は相国寺承天閣美術館にて執り行われました。開催に当たり中国との間に於いて色々な問題が起こり、関係者一同大変苦勞と心配ごとが有りましたが、無事終了する事が出来ました。問題は紙面の関係上ご報告出来ませんが、後日何かの機会にご報告致します。

最後にりましたが、日中友好四十周年記念書画展開催に当たりご尽力頂いた方々に心より感謝いたします。

求釈明及び抗議書

文化庁長官

近藤 誠 一 殿

平素は文化行政に多大な貢献をいただき、有り難うございます。当会は京都の金閣寺、清水寺、東寺など超宗派の寺院、約一二〇〇ヶ寺で構成する仏教団体であり、憲法の掲げる信教の自由が民主主義の根幹をなす普遍的な価値を有することに鑑み、その自由の実現に関わる諸提言、活動を積極的に行って参りました。よって、宗教法人法の運用においても、憲法原則に忠実なものでなければならず、この点においても提言を行うものであります。

ところで過日、当会は京都府知事に対して宗教法人規則認証申請をすることを前提に、京都府庁と交渉段階にある宗教団体の関係者から、別添の平成九年二月五日付け「審査基準等宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」（以下「審査基準」という）と題する文書を入手いたしました。その内容が憲法ないし宗教法人法の定めを、著しく逸脱した裁量行政の最たるものであることに驚愕の念を禁じ得ません。そもそも宗教法人法が「認証制度」を採用しているのは、憲法の定める政教分離の原則に基づくものであり、したがって行政に裁量権のないことは、歴代宗務課長がことあるごとに明言しているところであります。

法の制定に関わった井上恵行はその著書において「政教分離の原則は、国家は宗教そのもの、宗教団体それ自体には、公共の福祉に反しない限り、いささかも触れてはならない、ということの基本としている。．．．法人法は、実に、この意味における政教分離の原則を骨子として立法制定されたものでり、また、ここに法人法の一大特性がある。

がまったく時代に逆行する内容であることに、嚴重に抗議すると共に、以下の諸点につき、十二月十五日までに、文書にて回答を頂きたく、釈明を求めます。

第1 設立に係わる規則の認証について

審査基準（2）①以下につき、法第十三条一項一号にいう「宗教団体であること」を証するために、過去三年程度の実績の一覧の添付を求め、写真等による確認や、信者及び宗教教師の存否について、一覧の添付を求め、信者の数について、宗教団体の実態の確認の観点から審査することを求めている。現に、これを受けて規則認証の調査として、一覧に掲載された信者に対して、電話でこれを確認調査した事例もある。

1 「過去三年の実績」等といういわゆる三年ルールは、宗教法人法のいかなる条文の解釈として導き出せるものであるか。

宗教法人の設立は、既述の通り、本来国の許可制ではなく、準則制の一種である。憲法二十条の定める信教の自由の保障、政教分離の原則からすれば、当然の帰着である。所轄庁が宗教の教義、宗教団体のあり方を価値判断してはならないことも、憲法原則から導かれるものである。それ故、法人設立に際しては、団体の基本ルールたる「法人規則」を自ら定め、所轄庁はその「申請の受理」から三ヶ月以内に、「認証」するか否かの決定をしなければならない（法十四条四項）。本来「認証」とは、一定の行為が適法な内容を持ち、正当な手続で為されたことを公的機関が証明することであるから、そこに権力的な判断作用はないはずである。それ故、三ヶ月という短期で判断する法律構造になっているのである。

法十四条一項一号にある「当該団体が宗教団体であること」の要件

る。」と述べております（井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』、三五六ページ）。また、「宗教法人の設立は、認可主義ではなく、一種の準則主義を採用し、宗教法人は設立の登記をすることによって成立することになっている（第十五条）」（同書、二八三ページ）と述べており、法人の設立は財産の所有を予定し、法律行為を行う必要のある宗教団体が法の規定に基づいて、自ら設立するものであり、宗教団体の当然の権利であることを明らかにしています。つまり、宗教法人の法人格は、所轄庁が与えたものではなく、宗教団体が法の規定に従い自ら法人を設立するのであって、行政は、申請団体が法第二条に定める宗教団体であること、法人規則が法の規定に合致していること、設立の手続きが法の定めに沿って為されたことを、確認して公の権威によりこれを証明するに過ぎず、当該宗教団体がこれまでいかなる活動をしてきたか、また法人設立後いかなる活動をするかは、所轄庁とは関わりが無いことです。かりに当該法人が、違法な活動をした場合には刑法、民法、建築基準法、食品衛生法など、国民一般に適用されている一般の法律によって規制すれば良い（法八十六条）のであり、それ以外に特別な規制を加えることは、宗教を理由とする規制となる故に、信教の自由の侵害となり、違憲、違法となるのです。このような認証制度は憲法が要請するところでありますから、社会や宗教情勢がいかに変化しても、これを逸脱してはならないものです。

行政手続法、行政訴訟法の改正に伴い行政裁量の明確化、越権がないことを各分野で求められているにもかかわらず、この「審査基準」

確認のために、なぜ三年の実績の一覧が必要なのか、その法的根拠を明らかにされたい。法はもちろん三年の活動実績を問うてはいない。当該団体が申請の時点において、法第二条の定める宗教団体としての要件を、実態として備えているかどうかを確認することを求めているに過ぎないのである。宗教団体であることの証明として、三年の実績が必要との論理的な帰結は出てこないのである。

2 宗教団体の実態を証する方法、内容について、信者の数と一覧を求める法的根拠は何か。

確かに宗教法人の設立は、会社法上の会社設立とは異なり、申請の時点で、すでに「宗教団体であること」が必要な要件であり、法第十三条一項はこれを証する書面の提出を要請している。しかし、宗教団体とは法第二条によれば「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会及びこれに類する団体」で、教義、儀式、信者を構成要素とする団体である。このことの確認には、要するに神社や寺院等の礼拝の施設があった、ここで礼拝その他の儀式、行事が行われており、ここに信者が集まり、あるいは礼拝し、あるいは説教等を受けている写真等があれば十分であるというべきであろう。もし、これに疑いを持つ正当な理由があれば、現地に赴いてこれを確認すればすむことである。

信者名簿があったからといって、当該信者が礼拝等に参加している証明にはならない。当然、信者数の大小によって認証すべきか否かの判断基準にして良いはずがない。むしろ、信者名簿を提出させることにより、その真实性を確認するための調査を行うならば、憲法の保障する信教の自由を侵害することになるのではないか。信教の自由には、信仰告白の自由が含まれ、その裏返しとしての「信仰を秘匿する自由」も含まれることは、広く定説となっており、行政機関が、信者であることの有無を調べることで、ある種の「踏み絵」となるのであるが故に、宗教法人の法人登記簿には代表役員以外の役員の

記載を求めず、アメリカでは国家機関による宗教統計の調査でさえ、これを行っていないのである。信者名簿の提出を求めること自体が、法第八十五条が「この法律のいかなる規定も、宗教団体における・・・宗教上の事項について、・・・誘導し、干渉する権限を与えない」と解釈してはならない」とする規定を犯すものであり、政教分離を定める憲法に違反するものである。信者数の大小、個別の信者の確認をすることは、宗教団体への干渉そのものであるから、この審査基準は法の解釈、適用に明らかな誤りがあると思われる。

3 同(2)の③について

過去三年の規約、収支計算書の添付を求める三年ルールについても、同様に法的根拠を示されたい。また、団体の永続性につき、検討するとする法的根拠は何か。更に礼拝の施設に係わる不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査するということは、たとえば、賃貸地を境内地とすることを、宗教法人法が禁止していると法的に解釈できるといふことか。

「宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意志決定方法、財産管理等に関する規約の添付を求める」と言うことは、法人化以前の宗教団体が特段の明文規約を定めず、慣行に従って運営している場合は、法第二条に規定する宗教団体に該当しないということか。そのような解釈が可能である根拠を示されたい。また、法人化する以前の宗教団体の規約等は、宗教上の事項と財産管理に関する事項とが分けられていないのが通常のことであると思われる。これを認証の可否の判断資料とすることは、宗教上の事項に対する価値判断が加わるおそれが大であり、宗教活動への干渉となるのではないか。そうはならないという根拠を示されたい。

「団体の永続性」の検討が、なぜ設立認証の問題になるのか。法は法人の任意解散、第八十一条による法定解散命令の規定を置いている。

している宗教に対する誘導・干渉に当たるものである。

5 同⑤について

被包括宗教団体との関係に関する実績とは、被包括関係設定の有無以外に、いかなる実績を求めるのか。その法的根拠は何か。

6 同(3)について

布教方法について、反社会的な活動の有無と、規則の認証とにいかなる法的関係があるのか。近隣住民との対立の有無は、規則といかなる関係があるのか。

反社会的な活動は、刑法その他の法律によって規制すべきものであるから、宗教法人法上は法定の解散請求の問題であって、設立認証の問題ではない。認証以前に詐欺、脅迫、暴力などの刑法違反が明白であれば、これを所管する警察、検察に通告すればすむことであり、捜査権もない所轄庁が確かな証拠も無しに、認証を拒否することを許せば、所轄庁の恣意的裁量で宗教団体の正当な権利を侵害することになる。単なる噂や感情的反感を有する関係者の申立て、認証を引き延ばすことは許されない。犯罪性が証明されてから、解散請求を行うべきものである。ちなみに解散の請求は所轄庁の専権事項ではなく、むしろ、法は第一義的に検察による請求を想定している。

近隣住民との感情的対立を認証判断に係わらせるべきではない。宗教は世俗的常識とは異なる世界観・価値観を有するのがその特性であるから、何ら違法性の無い場合でも、信者でないものが感情的反感を持つことは、しばしば見られることである。そのような申立てを、認証の判断基準に持ち込むことの法的根拠を明らかにされたい。近隣住民との対立の有無などは調査すべき事項にも当たらないといふべきである。

つまり、法人も永続しないことがあることを当然の前提としているのである。永続性の保障を設立認証の前提とするのは、整合性を欠く矛盾であろう。永続性の有無は、未来のことであるから誰にもそれを保障することはできない。つまり、そのような判断を認証に持ち込むことは、行政の恣意的裁量を許す基となり、認証制度の根幹を崩すことになると思われる。

法人化以前の宗教団体は、当然のことながら、団体自身で財産を所有することはできないから、財産が当該団体自身のものであるかどうかを調査するというのは、論理矛盾を犯している。ある九州の宗教団体が、法人設立を求めたとき、礼拝の施設が借地・借家であるから受け付けられないと言い、その指導によって借金して教祖名義の礼拝施設を建設したところ、今度は「そのように借財の多い団体は、永続性に問題があるから、受け付けられない」と言って、設立を認証するまで、十五年も店晒しにした事例がある。このような違憲・違法な裁量行政が横行しているのも、この審査基準による文化庁の指導が原因であると思われる、とても容認できるものではない。

境内地、境内建物、借地、借家であっても差し支えないと言うことは、法制定時の国会審議でも確認されていることであり、また税法（地方税法三四八条二項）上も借地、借家である場合を想定した規定がある。これらの事実を無視して、行政がこのように恣意的解釈をなし得ると考える根拠は何か。

4 同④について

礼拝の施設について、その公開性の確保について検討することには、いかなる法的根拠があるのか。宗教団体は憲法によって、公金の支出は受けられないことになっている。その意味では信者等に対しては公開してしかるべきではあるが、一般社会に公開されなければならないものではない。そのような事項に行政が口出しをするのは、法が禁止

第2 規則の変更の認証について

(1) および(3)は、いずれもその証明している事実の存否、または当該宗教法人の同一性等に、「理由のある疑いがある場合」という例外的事例に関してのみ調査を行うとしているが、実際には特段の疑義の無い場合にも「例外は認められない」として、法定の期間内の認証を拒否している行政事例が見られる。そのような恣意的裁量による権力主義的行政が横行しているのも、この審査基準が「法の規定の外」行政の裁量によって作られた審査の基準であるからに他ならない。かかる実情に対する文化庁の見解を明らかにされたい。

第3 合併及び任意解散の認証について

この点については事例が少ないので、まだその弊害が顕著ではない。しかし、2の場合と同様の恣意的権力行政が行われる危惧を否定できない。

以上の次第につき、明確な釈明を求めると共に、著しく法を逸脱しているこの「審査基準」の廃棄を求め、憲法と法に従った行政の実行を強く求めます。

二〇二二年十一月十九日

〒六〇二一〇八九八

京都府京都市上京区相国寺門前町六八四ノ一

京都仏教会理事長 有馬頼底



川井郁子
フィナーレ



事業・活動報告

平成二十四年一月一日〜平成二十四年十二月三十一日

*は当会主催の行事・会合

平成二十四年度

一月 六日 西陣織工業組合新年総会出席 於 西陣織会館
 一月 十九日 京都中央葬祭業協同組合新年懇親会出席 於 木乃婦
 一月 二十三日 大阪仏教同友会新年総会出席 於 大阪リーガロイヤルホテル
 一月 二十五日 京の美食委員会馬頼底理事長出席 於 瓢亭
 一月 二十七日 WCRP新春学習会・新春の集い出席 於 東京・立正佼成会法輪閣
 * 一月三十一日 『京佛』新年号会報発送 於 仏教会事務所
 * 二月 四日 第九回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館
 二月 十日 全日本仏教婦人連盟新年修正会出席 於 グランドプリンスホテル高輪
 二月 十日 伊藤延男氏 Gazouia 賞受賞をお祝いする会出席 於 東京・椿山荘
 二月 二十三日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館
 二月 二十六日 今井政之氏文化功労者顕彰祝賀会出席 於 ウェスティン都ホテル京都
 二月 二十七日 花灯路推進協議会幹事会出席 於 京都市役所
 * 三月 三日 第十回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館
 三月 十日 京都・東山花灯路二〇二二オーブニング出席 於 知恩院国宝三門
 三月 十三日 京都モデルフォレスト協会理事会出席 於 京都府公館
 * 三月 十三日 JR東海「二条城に想いを寄せて」世界遺産対談開催 於 二条城
 * 三月 十五日 春季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 永観堂禪林寺
 三月 十九日 京都市深草墓園春季慰霊式典出席 於 深草墓園
 三月 二十六日 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席 於 京都商工会議所
 三月 二十八日 全日本仏教会評議員会・参与会出席 於 リーガロイヤルホテル京都
 * 四月 八日 おしゃかさまを讀める夕べ開催 於 京都全日空ホテル
 * 四月 九日 宗教と政治検討委員会開催 於 京都全日空ホテル
 四月 十一日 「読経による鎮魂と感謝のコンサート」出席 於 即成院
 四月 十二日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館
 四月 十九日 相国寺強化活動委員会特別研修会出席 於 承天閣美術館
 * 四月 二十日 こどもはなまつり開催 於 仏教保育園協会
 四月 二十三日 京都市観光協合理事会出席 於 ホテル日航プリンセス京都

四月 二十三日 京都仏教幼稚園協会花まつり園児大会出席 於 京都府立体育館
 五月 十四日 京都モデルフォレスト平成二十四年度定時総会出席 於 京都ガーデンパレス
 五月 十六日 医療と仏教(宗教)を考える会開催 於 御所雲月
 五月 十九日 立命館国際平和ミュージアム二十周年記念式典有馬頼底理事長講演 於 立命館国際平和ミュージアム
 五月 二十一日 慈照寺開山忌列席 於 慈照寺
 五月 二十三日 第六十二回社会を明るくする運動京都府推進委員会出席 於 京都平安ホテル
 五月 二十七日 文化遺産を未来につなぐ森づくり通常総会出席 於 東京大学農学部弥生講堂
 五月 二十八日 日田西山妙音弁財天法要列席 於 日田市
 五月 二十九日 全日本仏教会理事会出席 於 東京グランドホテル
 五月 三十一日 京都市観光協合理事会出席 於 京都ロイヤルホテル
 五月 三十一日 国連難民救済平和茶会出席 於 鹿苑寺
 六月 六日 京都花灯路推進協議会幹事会出席 於 京都商工会議所
 六月 十二日 京都市観光協会平成二十四年度定時総会・理事会出席 於 京都国際ホテル
 六月 十四日 明日の京都文化遺産プラットフォーム理事会出席 於 立命館朱雀キャンパス
 * 六月 十五日 第八十六回理事会開催 於 京都仏教会会議室
 六月 十八日 清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席 於 清水寺
 六月 十八日 『平成の正倉院』づくり事業選定委員会出席 於 祇園祭山鉾連合会
 六月 二十一日 京都府宗教連盟委員会(総会)出席 於 立正佼成会京都普門館
 六月 二十二日 大阪仏教同友会出席 於 銀閣寺・菊水
 六月 二十四日 知床三堂法要列席 於 知床
 六月 二十六日 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席 於 御所西京都平安ホテル
 * 六月 二十九日 理事・評議員合同役員会開催 於 承天閣美術館
 七月 七日 春秋苑ヒューマンカレッジ薬師寺村上太胤執事長講演 於 東京・信行寺春秋苑
 七月 十日 京都中央葬祭業協同組合定時総会出席 於 ホテルグランビア京都
 七月 二十二日 第十一回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館
 七月 二十六日 京と地球の共生府民会議・環境セミナー中野東禪師講演 於 ハートピア京都

七月 二十七日 第六十二回法隆寺夏季大学出席 於 法隆寺
 七月 二十八日 光の教室JICA草の根技術協力事業中間報告 於 承天閣美術館
 * 七月 三十日 参勤僧会議開催 於 南禅寺順正
 八月 二日 第一回京都市中央斎場のあり方検討委員会出席 於 井門明治生命ビル
 八月 四日 京の七夕開会式出席 於 二条城東大手門前
 八月 十日 京都市へ有馬頼底理事長はじめ各宗派管長の色紙寄贈 於 京都市役所
 * 八月 十六日 たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈大護摩供法要 於 清水寺南苑
 八月 二十二日 「中国各界代表団揮毫足跡展」開幕式出席 於 東京中国文化センター
 八月 二十八日 日中国交正常化四十周年記念仏教書画展開幕式出席 於 中国西安市
 * 八月 三十一日 『京佛』夏季号会報発送 於 京都仏教会事務所
 九月 四日 近畿宗教連盟常任理事会出席 於 立正佼成会京都普門館
 九月 四日 JR委員会出席 於 ウェスティン都ホテル京都
 九月 四日 京都観光宣伝協議会総会出席 於 ウェスティン都ホテル京都
 九月 六日 文化財を守り伝える京都市基金補助事業会議出席 於 京都府庁
 * 九月 八日 大覚寺音舞台開催 於 大覚寺
 九月 十日 宗教法人関係者南部地域人権問題研修会出席 於 京都府立総合社会福祉会館
 九月 十一日 医療と仏教(宗教)考える会 於 京都全日空ホテル
 * 九月 十二日 宗教と政治検討委員会開催 於 京都全日空ホテル
 九月 十三日 京都府における宗教法人活性化推進会議出席 於 京都府庁
 九月 十七日 建仁寺「桑」フォーラム出席 於 建仁寺
 九月 十八日 京都市深草墓園秋季慰霊祭列席 於 深草墓園
 * 九月 二十七日 秋季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 永観堂禪林寺
 九月 二十七日 宗教法人関係者北部地域人権問題研修会出席 於 みやつ歴史の館中央公民館
 九月 二十八日 大阪府宗教連盟理事総会出席 於 ホテルグランヴィア大阪
 十月 二日 OBS大分放送開局六十周年記念特別懇談有馬頼底理事長出席 於 京都府庁
 十月 六日 「最後の文人(會津八一の世界)」展開会式出席 於 承天閣美術館
 十月 十五日 京都東急ホテル「開業三十周年感謝の夕べ」出席 於 京都東急ホテル
 十月 十七日 二〇二二堀場雅夫賞授賞式出席 於 京都大学芝蘭会館
 * 十月 十九日 第八十七回理事会開催 於 京都仏教会会議室
 十月 二十三日 仏教を学ぶ米国留学生来会 於 京都仏教会会議室

* 十月 二十五日 全国巡回大墨蹟展盛岡オーブニング 於 盛岡市川徳
 十月 二十六日 大覚寺黒沢全紹門跡普山祝賀会列席 於 ホテルグランヴィア京都
 十月 二十九日 明日の京都文化遺産プラットフォーム第二回フォーラム出席 於 立命館大学朱雀キャンパス
 十一月 一日 第四回京都市中央斎場のあり方検討委員会出席 於 京都市消費生活総合センター
 十一月 五日 世界遺産条約採択四十周年記念最終会合歓迎レセプション出席 於 グランドプリンスホテル京都
 十一月 六日 医療と仏教(宗教)考える会 於 御所雲月
 十一月 六日 世界遺産条約採択四十周年記念歓迎レセプション出席 於 ウェスティン都ホテル京都
 十一月 七日 世界遺産「古都京都の文化財」ネットワーク会議出席 於 国立京都国際会館
 十一月 七日 世界遺産条約採択四十周年記念最終会合関連事業ポコバ・ユネスコ事務局長と懇談出席 於 裏千家センター
 十一月 十二日 花灯路推進協議会幹事会出席 於 京都市役所
 十一月 十五日 岡山市社会福祉協議会創立九十周年大会出席 於 岡山市立市民文化ホール
 十一月 十五日 京都府における宗教法人活性化推進会議出席 於 京都府庁
 十一月 十九日 文化庁訪問 抗議書提出 於 文化庁
 十一月 十九日 京の七夕実行委員会幹事会出席 於 京都市役所
 十一月 二十日 全日本仏教会理事会出席 於 京都・浄土宗事務庁
 十一月 二十日 近畿宗教連盟和歌山総会出席 於 和歌の浦温泉・万波
 十一月 二十一日 鹿苑寺開山忌列席 於 鹿苑寺
 十一月 二十一日 大本部開教百二十年記念世界平安祈願祭出席 於 大本部
 十一月 二十二日 宗教法人関係者人権問題研修会出席 於 京都府立総合社会福祉会館
 * 十一月 二十六日 日中国交正常化四十周年佛教书画展開幕式・歓迎会 於 京都国際ホテル
 * 十二月 四日 成道会・永年勤続表彰開催 於 承天閣美術館・京都国際ホテル
 * 十二月 五日 参勤僧会議開催 於 南禅寺順正
 十二月 八日 京都・嵐山花灯路開会式出席 於 嵐山美空ひばり座
 十二月 九日 「文化財を守り伝える京都市基金」に係る緑陰講座 於 聖護院
 十二月 二十六日 京都市帰宅困難者観光地対策協議会 於 京都市消防庁舎

諸 会 議

◆ 第十一回国家と宗教研究会

〔七月二十二日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

宗教法人と税の問題について田中治氏（同志社大教授）らが報告し、宗教法人の本来の事業が非課税である根拠を法人税の制度原理から説明。他方、課税倫理が異なる消費税に関しては、今後も注意深く見守る必要性を促した。この他、長谷川正浩氏（全日本仏教会顧問弁護士）が中国・四国地方の税務署から宗教法人宛に送付されている文章の問題点を説明。澤宗泰師（鹿苑寺執事長）と坂口博翁師（大覚寺派覚勝院住職）が課税庁の立ち入り調査の実情に関して報告を行った。質疑応答では、さまざまな問題が論じられ、個別の宗教法人だけでは課税庁の対応が難しいケースがあることが浮き彫りにされた。



◆ 参勤僧会議

〔七月三十日〕

現在参勤従事各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。この日は南禅寺順正にて、お盆期間の参勤体制が話し合わせ、その後懇親会が行われた。

◆ 第一回京都市中央斎場のあり方検討委員会

〔八月二日〕

第一回京都市中央斎場のあり方検討委員会が井門明治安田生命ビルにて開催された。

中央斎場の施設説明、また現状と課題について、他都市の火葬場の状況等の議案事項をもとに会議が進められた。当会からは長澤事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

会計決算報告」「平成二十四年度事業計画案並びに会計予算案」「和歌山総会開催事項」が審議され承認された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ JR委員会

〔九月四日〕

（社）京都市観光協会によるJR委員会がウエスティン都ホテル京都にて開催された。

「平成二十三年度事業報告並びに決算報告」「平成二十四年度事業計画案並びに予算案」について協議され、承認された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都観光宣伝協議会総会

〔九月四日〕

（社）京都市観光協会・JR委員会および京都観光宣伝協議会の総会がウエスティン都ホテルにて開催された。

平成二十三年度事業報告・収支報告並びに監査報告について、平成二十四年度事業計画案・収支予算案について審議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 文化財を守り伝える京都市基金会議

〔九月六日〕

京都市は、文化財を守り伝える京都市基金等事業費補助金調整会議を京都府庁にて開催した。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

「歴史的建造物など有形文化財の保存」「修理事業、地震、火災等から有形文化財を守る事業」「災害（昨年八月十四日の豪雨）復旧」に対し、本年度は、京都府内の神社十八件、寺院九件、その他三件に補助金が配布されることとなった。

◆ 宗教法人関係者南部地域・北部地域人権問題研修会

〔九月十日・九月二十七日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成二十四年度宗教法人関係者人権問題研修会が九月十日、京都府立総合社会福祉会館（南部会場）、九月二十七日にはみやび歴史の館中央公民館（北部地域）にて開催された。

「夜回り先生、いのちを語る」と題し、子ども達の非行防止や薬物汚染の拡大防止のため深夜パトロールとメールや電話相談を行い、全国を駆け回っておられる著名な水谷修氏が講演を行い、南部、北部会場ともに宗教関係者や檀信徒らが多数参加し、熱心に聞き入った。

引き続き、日常の何気ない言動を振り返ることで、人と人とが

● 仏教会報告 ●

寄り添い共に生きる温かな世界とは何かについて語りかける作品「桃香の自由帳」が上映された。
当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長らが出席した。

◆ 医療と仏教（宗教）を考える会

〔九月十一日〕

医療と仏教（宗教）懇談会を京都全日空ホテルにて開催した。会議では京都市内の病院を実際のモデルケースにして、意識調査をアンケートにして来年度実施の方向で調整する。アンケートは、患者本人、家族、医療関係者の三通り作成すること。作成にあたっては龍谷大学教授田中滋氏（社会学）が基本を作成し、会議にはかること等が了承された。

◆ 宗教と政治検討委員会

〔九月十二日〕

宗教と政治検討委員会が京都全日空ホテルにて開催された。洗建氏、橋口顧問弁護士等を招き、宮城常務理事ら当会宗教と政治検討委員の僧侶らが集まり会合をもった。これまでに数回開催された「国家と宗教研究会」に於いて検討され、全国の宗教団体から実例報告があった宗教法人認証の現状について、重大な問

題点が指摘されていることについて当会から文化庁に対し、抗議書を作成し、これを年内に持参する方向が決議された。

◆ 京都府における宗教法人活性化推進会議

〔九月十三日〕

京都府における宗教法人活性化推進会議が京都府庁文化環境部会議室において開催された。
当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、荒木元悦常務理事が出席した。

この会議は所轄庁が不活動宗教法人の実態を把握することを主な目的としているが、その不活動の定義も難しいし、行政が宗教法人の活動に介入することも問題がある。このような事案はむしろ宗派、本山等宗教側が自らの範囲において行うものであり、宗教活動の布教活性化はそれぞれの宗教自体の存在が問われることに等しいことを私どもも理解すべきである。

◆ 大阪府宗教連盟理事会

〔九月二十八日〕

大阪府宗教連盟は理事総会をホテルグランヴィア大阪にて開催した。

〔十一月一日〕

第四回京都市中央斎場のあり方検討委員会が京都市文化市民局消費生活総合センターにて開催された。

第三回委員会までの論点の整理、新たな問題点について、また今後の委員会すすめ方について議論がかわされた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席し、車椅子のまま焼香ができるようバリアフリー化を促進すること、残骨灰を保管する聖土槽を整備すること等が提案され、あわせて参勤業務の歴史についても紹介した。

● 仏教会報告 ●

◆ 第八十七回理事会

〔十月十九日〕

第八十七回理事会が、京都仏教会会議室にて開催され、以下の議案について承認された。

議案第一号文化庁「宗教法人の規則等の承認に関する審査基準（留意事項）」についての求積明及び抗議文の承認を求める件。
議案第二号その他。

明日の京都文化遺産プラットホームが11月に世界遺産条約採択四十周年記念フォーラム・小学生の絵画展・ネットワーク会議を開催、日中書画展の京都開催、泉涌寺平野雅章監事退任、国土交通省観光庁からの観光地域経済調査に対する問題点と是正を求めること等が報告された。

◆ 第四回京都市中央斎場のあり方検討委員会

伊藤延男氏（元東京国立文化財研究所所長）の講演後、世界遺産社寺等の連携



◆ 世界遺産「古都京都の文化遺産」ネットワーク会議

〔十一月七日〕

明日の京都文化遺産プラットホームは第二回世界遺産「古都京都の文化財」ネットワーク会議を国立京都国際会館にて開催した。

● 仏教会報告 ●

を目指す第一部の主催で世界遺産所有者である京都府と滋賀県の十七の杜寺の代表、学者、行政が集まり、「文化財に隣接する緩衝地帯（バッファゾーン）と景観について」「公開・保存について」「防災・保存修理について」意見交換が行われた。



◆ 文化庁訪問抗議文提出

〔十一月十九日〕

この日文化庁を訪れ、宗教学法人法の認証制度に関わる「裁量行政」を批判する「求釈明及び抗議書」を読み上げ、長谷川和弘事務課長に提出し、その後約一時間に渡って論議が交わされた。

期限を明示して回答を強く要求すると、事務課側は「内容を熟読させていただきます」と答え求釈明及び抗議書を受けとった。

当会から、宮城泰年常務理事、佐分宗順評議員、横江桃国評議員、宗教と政治検討委員会委員の洗建、橋口玲当会顧問弁護士、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会理事会

〔十一月二十日〕

第二回理事会が京都・浄土宗宗務庁にて開催された。

議案事項として、「諸規程改正について承認を求める件」「加盟について承認を求める件」続いて、協議事項として「平成二十五年度事業計画大綱について賛同を求める件」「平成二十五年度予算大綱について賛同を求める件」等について審議された。

当会からは、全日本仏教会理事の長澤香静事務局長が出席した。

◆ 第六十四回近畿宗教連盟和歌山総会

〔十一月二十一日〕

昭和二十三年の創立以来、近畿の各宗教団体で組織されている近畿宗教連盟は、第六十四回近畿宗教連盟和歌山総会を和歌の浦温泉・萬波にて開催した

平和祈念の黙祷後、「平成二十三年度事業報告・決算報告及び会計監査報告」「平成二十四年度事業計画及び予算」「平成二十四年度本部役員として、井桁雄弘師（大阪府宗教連盟理事長）が副理事長に就任」について審議され承認された。また、近畿宗教連盟事務局へ送られてきた募金は、今年度も「ももかき育英会東日本大震災遺児育英資金」へ送ることで了解を得た。

終了後、藤敷庸一師（白浜パブテスト基督教教会牧師・NPO法人白浜レスキューネットワーク代表）を講師に招き記念講演会が行われた。

後忘年会が行われ懇親を深めた。

◆ 京都市帰宅困難者観光地対策協議会

〔十二月二十六日〕

京都市は、京都市帰宅困難者観光地対策協議会を京都市消防庁舎にて開催した。

京都は国内外から多数の観光客が訪れ、大規模災害時には公共交通機関の停止や自動車の通行止めなどの影響で多数の観光客が帰宅困難となるのが想定される。その対策を講じるため京都市帰宅困難者観光地対策協議会を設置し第一回の開催となった。

観光客等の帰宅困難者の避難や誘導などに関する考え方や、意見など交換した。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 宗教学法人関係者人権問題研修会

〔十一月二十二日〕

京都府、京都府宗教連盟と同和問題に取り組む京都府宗教者連絡会議（京都同宗連）共催による平成二十四年度宗教学法人関係者人権問題研修会が京都府立総合社会福祉会館にて開催された。

「布教教化が生み出す差別意識」と題し中尾良信氏（曹洞宗清久寺住職、花園大学文学部国際禅学科学教授）による講演、また、伊藤謙允氏（曹洞宗宗務庁人権擁護推進本部事務局長）による「曹洞宗の取組」活動報告が行われた。

続いて、映画「いつもの幼稚園震災が子どもに与えた影響」も上映された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 参勤僧会議

〔十二月五日〕

現在、参勤従事の各宗派僧侶も充実し、斎場の動行に日々精励いただいている。この日は、この一年間の反省と参勤体制のあり方について及び年末年始体制について話し合いが行われた。その



行 事

◆ 京と地球の共生府民会議・環境セミナー

〔七月二十六日〕

京都府は京都議定書誕生の地として、持続可能な社会の発展を目指し、環境セミナーを開催している。今回は、「省エネ・節電の進め方、新しい生活モデルの発信」をテーマに開催された。「足るを知る」と暮らし、「と題し、当会医療と宗教を考える研究会顧問の中野東禅師、続いて、「家庭で取り組んで、快適生活く省エネ・節電」と題し、ひのでやエコライフ研究所鈴木靖文氏が講演を行った。中野師は講演の中で物質の豊かな社会があたりまえに思うのではなく、常に先人の知恵に耳を傾け、仏教に根ざした生き方を心がけるのが大切だと話した。今夏の猛暑に備え、多くの方が耳をたむけた。



◆ 第六十二回法隆寺夏季大学

〔七月二十七日〕

法隆寺において七月二十六日から四日間夏季大学が開催された。法隆寺は聖徳太子の理想に基づく「一仏大乘」の聖地であり、日本仏教の源流でもある「法隆学問寺」と称されるところから、多数の一般市民の参加もあり毎年夏季に開催され今回で六十二回目となる。

今回、本門法華宗管長・大本山妙蓮寺松下日肆貫首が「一人の僧として一日蓮聖人と妙蓮寺そしてWCRP」と題し第四講を務めた。会場は溢れる人々で満堂となり、熱心にメモをとる姿が多く見られた。

◆ 光の教室JICA草の根技術協力事業 中間報告会

〔七月二十八日〕

「光の音符」代表の西村ゆり子氏は、二〇〇四年十月より、インド・ムンバイ市のスラムにおいて貧困やハンセン病等の病気のため学校教育の機会を得られない子ども達のための識字教育の場所である「光の教室」を運営している。昨年二月よりJICA（国際協力機構）の「草の根技術協力事業」としてスラムの子供達に音楽やダンスを教え、心身の自立向上の手助けと音楽指導者育成計画の中間報告会が承天閣美術館二階講堂において行われた。

京都府国際課長山口浩司氏、参議院議員福山哲郎氏の挨拶の

〔八月十日〕

京都市が昨年八月の五山の送り火使用を断念した岩手県陸前高田市の薪を材木として、新たに仏像や色紙立てが作成されたことを受け、有馬頼底理事長が市役所を訪問し色紙立てと一緒に被災地を励ます禅語等を書いた色紙を京都市長へ手渡した。

趣旨にご賛同頂いた、清水寺森清範貫主、教王護国寺砂原秀遍長者、妙蓮寺松下日肆貫首、相国寺有馬頼底管長、聖護院宮城泰年門主、京都市宗教連盟委員長荒木元悦師からの色紙が届けられた。

◆ たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈 大護摩供法要

〔八月十六日〕

京都府神社庁と京都仏教会による「たなばた願文お焚き上げ」が清水寺南苑にて執り行われた。

聖護院門跡宮城泰年門主を導師に、吉田神社三木善則宮司を齋王に、神職と修験者が出仕し、全国から寄せられた短冊（たなばた願文）のうち約五千枚が盛大に焚き上げられ、今日の夏空にそれぞれの思いが託さ



◆ 京都市へ各宗派管長色紙寄贈

期間中、清水寺をはじめ高台寺・圓徳院・平等院・六道珍皇寺・清明神社・貴船神社・石清水八幡宮・八坂神社の各寺社において特別拝観等行われた。

● 仏教会報告 ●

後、事業のリーダーである小林洋司氏が「人間と人間が強く結びつきあって人間のことを考えていくプログラムが順調に進んでいる時こそ常に先を見据えて起こりうる課題を推測しながら、話し合いを持ち活動を続けていかねばならないとおもっています。」と述べた。

◆ 京の七夕開会式

〔八月四日〕

「一年に一度願い事をする」という七夕にちなんで「願い」をテーマに京都の新たな夏の風物詩「京の七夕」が十三日まで十日間、開催された。

三回目を迎えた今夏も、堀川・鴨川の川辺を幻想的な光が灯された。二条城前から元誓願寺通りまでライトアップし、参加者がLED（発光ダイオード）を埋め込んだ光るボール（いのり星）を堀川に放流し「光の天の川」を演出。四条大橋から御池大橋にかけての鴨川沿いでは伝統産業品とLEDを組み合わせた大規模な光の演出や友禅流しの実演等が実施された。竹と光のアート作品、演奏会、京友禅工房の体験、和装振興企画等開催され、十日間で七十三万の来場者を迎え盛況となった。

● 仏教会報告 ●

今年では古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなった。

本年は、大覚寺で開催され、御影堂前に特設ステージを設けた。劇団四季や東京ディズニーランドなどのシヨアの音楽の担当や、数々のミュージカルも手掛け舞台音楽家としての地位を確立、自身演奏活動も行っている宮川彬良氏を音楽監督に、最も優れた次世代アーティストと賞賛され注目のピアニスト、アリスII 紗良・オット。国内外の主要オーケストラをはじめ、世界的指揮者チャン・ミョンファンとも共演したヴァイオリニストの川井郁子。洋楽・邦楽の境界を越えて歌いこなす歌唱力で多くのファンを魅了する実力派シンガーのシエネル。ライブ・パフォーマンスの素晴らしさとエネルギー溢れる歌のパワーで名実共に現在のフランスを代表するシンガーのザーズ。INSPi(いんすぴ)・XUU(しゅしゅ)・ダイナマイトしゃかりきサーカスで結成されたコーラスグループのビッグバザール。今回のサブライズゲストに日本の歌謡界を代表する実力派女性歌手の岩崎宏美。

◆ 大覚寺音舞台

〔九月八日〕

二十五回を迎える「音舞台」は現在、当会及び毎日放送主催、大和証券グループの協賛、日本航空の協力を頂きシリーズ化された。

今では古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなった。

本年は、大覚寺で開催され、御影堂前に特設ステージを設けた。劇団四季や東京ディズニーランドなどのシヨアの音楽の担当や、数々のミュージカルも手掛け舞台音楽家としての地位を確立、自身演奏活動も行っている宮川彬良氏を音楽監督に、最も優れた次世代アーティストと賞賛され注目のピアニスト、アリスII 紗良・オット。国内外の主要オーケストラをはじめ、世界的指揮者チャン・ミョンファンとも共演したヴァイオリニストの川井郁子。洋楽・邦楽の境界を越えて歌いこなす歌唱力で多くのファンを魅了する実力派シンガーのシエネル。ライブ・パフォーマンスの素晴らしさとエネルギー溢れる歌のパワーで名実共に現在のフランスを代表するシンガーのザーズ。INSPi(いんすぴ)・XUU(しゅしゅ)・ダイナマイトしゃかりきサーカスで結成されたコーラスグループのビッグバザール。今回のサブライズゲストに日本の歌謡界を代表する実力派女性歌手の岩崎宏美。

◆ 京都市深草墓園秋季慰霊祭

〔九月十八日〕

今回は、教王護国寺の御奉仕のもと伏見深草墓園にて秋季慰霊式典が厳かに執り行われた。

◆ 建仁寺「桑」フォーラム

〔九月十七日〕

NPO法人京都マルベリー協会が大本山建仁寺において桑の魅力が京都から発信しようと「桑」マルベリーフォーラムを開催した。

「喫茶養生記」でお茶同様桑の効用などを伝えた建仁寺栄西禪師の遺徳を顕彰しようと今年で八回目。平成二十六年に栄西禪師の八百年大遠諱を迎えるため慶賛事業として開催している。

西陣織工業組合理事長渡邊隆夫氏・建仁寺派庶務部長浅野全雄師が桑について講演、その後日本舞踊の奉納と参加した二百名は養生記に記載されている桑がゆの作り方や食べ方等熱心に聞き入った。

当会からは、荒木元悦常務理事・長澤香静事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

続いて、本年で第二十四回を迎えた恒例の当会主催 孟蘭盆会採燈大護摩供法要が営まれた。

本年も福祉施設で作成された護摩木約二万本に皆様の願いが書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願いを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参加者らは、それぞれの思いを込めて熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなくいつまでも続いた。



◆ 中国各界代表团揮毫足跡展開幕式

〔八月二十二日〕

藤田観光株式会社主催による「中国各界代表揮毫足跡展」北京からの帰国」の開幕式が行われた。

日中国交正常化前の一九六一年に中国作家代表团(巴金团长)中国文化友好代表团(楚图南团长)を迎えて以来、半世紀にわたって箱根ホテル小涌園を訪れた中国各界代表団の数々の貴重な揮



◆ 日中国交正常化四十周年記念 仏教書画展開幕式

〔八月二十八日〕

毫の展覧会。二〇一〇年五月に北京市で開催され、今回はその帰国展として東京、札幌等巡回された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

日中国交正常化四十周年・陝西省佛教協会設立五十周年を記念した仏教書画展を京都仏教会と中国陝西省佛教協会との共催により開催した。

中国西安市陝西省歴史博物館において八月二十八日〜三十日の期間開催し、日本の作品五十点を合わせ二百八十作品が並んだ。

● 仏教会報告 ●

門川大作京都市長、京都府宗教連盟役員らが出席し、代表焼香の後、雨降る中にもかかわらず約千人の遺族が次々と焼香し故人の冥福を祈った。

なお、京都市深草墓園は京都市のお墓として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取り扱いとして市民の利用に供しており、現在では約九千体の御霊が宗教宗派の区別なく合祀されている。今回で一〇九回を数える。

当会からは、荒木元悦常務理事、吉田清順評議員、長澤香静事務局長が列席した。

◆ 秋季彼岸焼骨灰供養法要

〔九月二十七日〕

秋彼岸にあたり浄土宗西山禅林寺派総本山・永観堂禅林寺本堂において京都仏教会、京都中央葬祭業協同組合の共催による恒例の秋彼岸供養法要が営まれた。

浄土宗西山禅林寺派久我儼昭宗務総長の法話の後、浄土宗西山禅林寺派管長 中西玄禮 猊下 導師のもと 山内ご出仕により彼岸供養法要が厳修された。

秋晴れのやさしい日差しの中約千五百



◆ 二〇二二堀場雅夫賞授賞式

〔十月十七日〕

二〇二二堀場雅夫賞受賞記念セミナー・受賞式が京都大学芝蘭会館にて行われた。第九回となる今回は、「放射線計測」をテーマに募集をし国内外多数の中より四名が選ばれた。受賞研究は、いずれも放射線検出器そのもの、あるいは放射線を利用した計測手法に関するユニークで革新的な技術研究が評価されたものであった。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 仏教を学ぶ米国の短期留学生来会

〔十月二十三日〕

京都で仏教を中心とする日本学を研修するためにやってきた米国アンティオック大学の学生八名のうち二人が当会を訪れ、長澤香静事務局長を敬訪問した。「今なお福島が不明瞭な中来日し、仏教を学んで下さいました。残りの期間は、わずかとなりましたが最後まで見守っておりますので頑張ってください。」と激励した。学生達は、八月末に来日し、十一月半ば無事学業を終え帰国の途についた。

◆ 全国巡回大墨蹟展・盛岡市

〔十月二十五日〕

第二十一回目を迎える全国巡回大墨蹟展が盛岡市川徳アパート

人もの参拝者を迎え、御影堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は長く続いた。

◆ 大分放送開局六十周年記念事業特別鼎談へ有馬頼底理事長出席

〔十月二日〕

今年十月に開局六十周年を迎えたOBS大分放送が記念事業として、湯布院玉の湯溝口薫平氏、大分県知事広瀬勝貞氏、当会理事長有馬頼底師で特別鼎談を行った。「豊の国豊の心」と題し、大分への思いやこの混乱の時代、あすを生きる力などについて語った。公開収録のため、多くの参加者は静かに聞き入っていた。この収録の前に、立命館アジア太平洋大学へ向かい茶の湯授業の見学や留学生達との対話交流を行った。

◆ 会津八一の世界展開会式

〔十月六日〕

「最後の文人会津八一の世界」展の開会式が承天閣美術館に於いて開催された。

会津八一は早稲田大学芸術学講座の初代主任教授をつとめた東洋美術史研究の碩学であり、同時に万葉調の歌人、個人的な書家としても知られている。新潟市会津八一記念館と名品を交換し展示紹介され、期日は十二月二日まで。

当会からは、宮城泰年常務理事・長澤香静事務局長が出席した。

にて開催された。

福祉と文化交流を趣旨として当会が毎年開催することに内容が充実し地元との交流も益々深まっている。

今回も盛岡市、盛岡市社会福祉協議会、岩手日報社、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手など多数の協力・後援をいただいた。

オープニング会場となつたギャラリイカワトクは来館者であふれ、有馬頼底理事長、盛岡市副市長、地元社会福祉協議会代表、川徳取締役らによるテープカットを行った。

続いて、有馬頼底理事長による特別講演会も行われた。十月三十一日までの期間中は大勢の方々会場を訪れ、大墨蹟展は無事終了した。



◆ 大覚寺黒沢全紹門跡晋山式

〔十月二十六日〕

真言宗大覚寺派大本山大覚寺にて黒沢全紹門跡の晋山式が営まれ、法要後、ホテルグランヴィア京都にて祝賀会が催された。華道関係者より花束を贈られ黒沢全紹門跡は「嵯峨天皇を祖と仰ぎ

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

嵯峨御流華道の精神を広く伝え、宗祖・弘法大師に報恩感謝を捧げたい」と挨拶された。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 明日の京都文化遺産プラットフォーム 第二回フォーラム

〔十月二十九日〕

明日の京都文化遺産プラットフォーム第二回フォーラムが立命館大学朱雀キャンパスにて開催された。

世界遺産条約採択四十周年記念事業の基本概念である「防災、継続的発展」は明日の京都文化遺産プラットフォームの設立理念にも合致するものであり人類共通の財産である世界遺産をはじめ、京都の文化や文化財について次代に引き継ぐことの必要性和その方策について考える機会として開催した。



ユネスコ親善大使の千玄室氏（前裏千家家元）が基調講演を行い、茂山千五郎氏（狂言大蔵流）による「那須語」の上演。続いて「文化遺産を災害から守る」をテーマとした田中安比呂氏（賀茂別雷神社宮司）、杉本歌子氏（杉本家保存会学芸部長）、土岐憲三氏（立命館大学教授）、

セプションが開催された。

期間中、シンポジウム、京料理を提供するランチ・ブッフェ、世界遺産の視察など実施され世界各国から六百名が参加した。当会からは、宮城泰年常務理事が出席した。

◆ ボコバ・ユネスコ事務局長と懇談

〔十一月七日〕

明日の京都文化遺産プラットフォームは世界遺産条約採択四十周年記念最終会合関連事業として、ユネスコ事務局長イリーナ・ボコバ氏との懇談を裏千家センターにて開催した。

松浦晃一郎氏（明日の京都文化遺産プラットフォーム会長）、千玄室氏（ユネスコ親善大使）、有馬頼底氏（明日の京都文化遺産プラットフォーム理事）、山田啓二氏（京都府知事）、門川大作氏（京都市長）が出席し、ユネスコにおける



世界遺産条約採択四十周年記念会合の意義や京都開催について、今後の文化遺産の保護・継承のあり方について話し合われた。

◆ 岡山市福祉協議会創立九十周年大会

〔十一月十五日〕

コーディネーターに松浦晃一郎氏（前ユネスコ事務局長）を迎えパネルディスカッションを行った。多くの参加者は、歴史都市京都の保存と継承、景観等について、特に若い世代に伝えていくことが重要であることを自覚した会合であった

◆ 世界遺産条約採択四十周年記念 最終会合 歓迎レセプション

〔十一月五日〕

日本政府（外務省・文化庁・環境庁・林野庁）主催の世界遺産条約採択四十周年記念最終会合を明日にひかえ、歓迎レセプションがグランドプリンスホテル京都にて開催された。

十一月八日の最終日には「京都ビジョン」を発表し、来年六月にカンボジアにて開催の世界遺産委員会で報告される。当会からは、坂口博翁理事が出席した。

◆ 世界遺産条約採択四十周年記念 歓迎レセプション

〔十一月六日〕

世界遺産条約採択四十周年記念最終会合（十一月六日～八日）が世界文化遺産「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」の地京都で開催されるにあたり歓迎レ



岡山市社会福祉協議会創立九十周年・共同募金活動六十五周年記念大会が岡山市立文化ホールにて行われた。

昨年大墨蹟展を岡山市で開催し、寄付をお贈りしたことに対し岡山市社会福祉協議会より会長表彰を頂いた。当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 大本本部開教百二十年記念世界平和祈願祭

〔十一月二十一日〕

大本本部は開教百二十年を迎え世界平和祈願祭を全国の各宗教の代表らが参列する中、亀岡大本本部内万祥殿にて厳修された。当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 日中国交正常化四十周年仏教書画展開幕式 歓迎会

〔十一月二十六日〕

日中国交正常化四十周年仏教書画展の日本開催が相国寺山内承天閣美術館において開催された。

● 仏教会報告 ●

この日から十二月十七日までの十日間、嵯峨・嵐山界隈で「京都・嵐山花灯路」が開催された。この「嵐山花灯路」は京都の活性化と観光振興に寄与するため二十一世紀の新たな風物詩としての「京都・花灯路」と、京都府、京都市、京都商工会議所、京都文化交流コンベンションビューロー、京都市観光協会、京都仏教会などが企画して京都花灯路推進協議会を結成、すでに定評となった「東山花灯路」に続く事業で今年で八年目。



嵯峨・嵐山地域の自然、水辺、竹林や歴史的な文化遺産、景観などをいかし、日本情緒豊かな陰影のあるLED電球を使用した約



大変うれしく存じます。今後も日々学び、精進していきます。と謝辞が述べられた。尚、表彰を受けられた方々は次のとおり。

◆ 京都・嵐山花灯路開幕式

〔十二月八日〕

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成道会が総本山泉涌寺にて厳修された。

◆ 成道会・永年勤続表彰

〔十二月四日〕

箱根ホテル小涌園より元中国佛教協会会長・中日友好協会副会長の趙樸初氏の色紙も協力出品された。京都国際ホテルを会場に開催された歓迎会では、八月末に訪じた京都市長はじめ参加の方々も集まり文化交流を行えたことを共に喜び合った。



二千五百基の露地行灯の「灯り」とボリュウム感のあるいけばな作品の「花」で、「思わず歩きたくなる路」を演出。期間中各種催しが開催されまた、周辺社寺においても夜の特別拝観も行われた。午後五時から午後八時三十分の間点灯され、期間中一四万三千人の観光客らが初冬の夕暮れ散策を楽しんだ。

◆ 「文化財を守り伝える京都市基金」に係る緑陰講座

〔十二月九日〕

京都府は、「文化財を守り伝える京都市基金」寄付者の方の文化体験として緑陰講座を開催している。今年度一回目の講師は、聖護院門跡宮城泰年門主による講話。二十五名参加者は熱心に聞き入り、その後、境内の特別拝観をした。

泉涌寺上村貞郎長老御導師、御一山僧侶の出仕、当会役員随喜のもと舍利殿にて厳かに法要が営まれた。続いて永年勤続五十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、京都市山内修一副知事よりそれぞれに賞状と記念品が授与された。表彰式の後には本坊客殿にて祝宴が営まれ、表彰者を代表して五十年表彰の岡田豊禪師から「ご縁のある泉涌寺において表彰が行われ



- 永年勤続住職知事表彰者（五十年）
 - 佐々木就弘師 中性院 高野山真言宗
 - 岡田豊禪師 長建寺 真言宗醍醐派
 - 長谷川是修師 良立院 西山浄土宗
- 永年勤続住職会長表彰者（三十年）
 - 眞木康則師 眞宗寺 眞宗大谷派
 - 松嶋康晴師 長雲寺 臨濟宗東福寺派
 - 広瀬政友師 正覚寺 西山浄土宗
 - 水野禮爾師 念稱寺 浄土眞宗本願寺派
 - 古寺忠夫師 浄仙寺 浄土宗
 - 香山尚教師 金蔵寺 浄土眞宗本願寺派

ZENBUTSU
金！ムだより**税務調査等の対応にご留意！****宗教法人等の税務調査の厳格化や帳簿書類整備の必要性
～適正な申告や帳簿書類の整備が要求されます～**

国税通則法の改正（平成25年1月1日以降施行）による税務調査権の明確化（全国一律の統一化・成文化）と罰則による強化

国税通則法の改正内容

- ・事前通知（納税者、納税代理人）
※但し、非違が疑われる場合は、事前通知することなく質問検査が行われる。
- ・質問回答、帳簿書類の提示、提出、留置（罰則あり）
- ・取引先等の反面調査
- ・調査結果説明
- ・更正、決定の通知
- ・再調査 など

適正な申告をしましょう

- ・給与、謝礼、日当などに対する源泉所得税
- ・お布施、賽銭、塔婆代、お車代、御膳料、付け届け等の収入・所得計上など

帳簿書類の整備をしましょう

- ・財産目録、収支計算書（経常収入年間8000万円超の法人、及び公益事業以外の事業を行っている法人、収支計算書を作成している法人）、事務処理簿、補助簿など（規則、役員名簿、責任役員会等の議事録等）
- ・檀信徒名簿の個人情報、宗教法人法第84条に準拠し、調査官の意図や内容を吟味した上で、慎重に対処しましょう
- ・過去帳は、人権擁護の立場から非開示を含め、慎重に対処しましょう

以上の点について、税理士、弁護士などを招へいして勉強会をしましょう

税務署からの『お尋ね』（任意回答文書）の送付についてご注意を

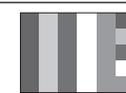
お布施、賽銭、お守り等の収入状況、宗教活動以外の収支状況、預貯金や不動産の状況、備付書類等の状況、給与（住職・寺族、使用人）の支給状況などについて回答を求めた文書です。

『お尋ね』（任意回答文書）に回答するかしないかは全くの自由です。地域仏教会単位で税務署に対応しましょう。*詳しくは、公益財団法人全日本仏教会にお問い合わせください。



公益財団法人
全日本仏教会
WFB（世界仏教徒連盟）日本センター

〒105-0011
東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F
電話 03-3437-9275 FAX 03-3437-3260
http://www.jbf.ne.jp/
E-mail info@jbf.ne.jp

ZENBUTSU
金！ムだより**東日本大震災で被災した
寺院の復興のため
指定寄附金制度を是非ご活用ください。****指定寄附金制度の利点**

- 被災寺院の復興のために、檀家・門徒に限らず広く全国一般の方や会社等からの寄附金も対象となります。
- 寄附した方が、税金の優遇措置を受けることができます。
- 被災寺院からの申請の他、包括宗教法人で被災寺院をまとめた申請も可能です。

※財務省ホームページ

www.mof.go.jp/tax_policy/2306kh-shiteikifukin.htm

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のために公共・公益法人等が募集する寄附金の指定

※詳しくは、都道府県庁の宗教法人事務主管部局へお問い合わせください。



公益財団法人
全日本仏教会
WFB（世界仏教徒連盟）日本センター

〒105-0011
東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F
電話 03-3437-9275 FAX 03-3437-3260
http://www.jbf.ne.jp/
E-mail info@jbf.ne.jp

永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎(075)221-4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200
http://www.koekisha-kyoto.com

葬儀式場

- 北プライトホール (堀川紫明) 京都市北区紫明通堀川東入ル ☎(075)414-0420
- 中央プライトホール (五条大和路) 京都市東山区五条通大和路 ☎(075)551-5555
- 南プライトホール (堀川八条) 京都市南区堀川通八条下ル ☎(075)662-0042
- 西プライトホール (五条西大路) 京都市右京区五条通西大路西入ル ☎(075)322-0042
- 山科プライトホール (五条外環) 京都市山科区五条通外環伏線東入ル ☎(075)595-0042
- 烏丸プライトホール (因幡薬師) 京都市下京区烏丸高辻南入東入 ☎(075)351-7724
- 宇治プライトホール (宇治横島) 宇治市横島町(京都文教大学前) ☎(0774)20-0042
- 滋賀プライトホール (大津) 大津市朝日が丘1丁目 ☎(077)523-0042

葬 儀

—— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく ——

玉泉院

株式会社 セレマ

もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)
寝台自動車のご用命も承ります。

- 京都営業所 ☎(075) 682-4444
- 宇治営業所 ☎(0774) 32-4242
- 向日営業所 ☎(075) 921-4444
- 大津営業所 ☎(077) 524-4444
- 亀岡営業所 ☎(0771) 22-0042

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟
京都中央葬祭業協同組合員名簿
http://www.kyosokyou.jp/



信頼と安心の
全葬連 葬祭サービスガイドライン
●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス
京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まる い ち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ 山 長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西峰岡町1
浅井 厚生社	浅井 宣壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル	㈱ ア シ ス	岡本 研三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3
(有) 京 都 日 葬	九谷田 満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	㈱ 乙 訓	菜島 康男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
花 安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御奥岡町20	(有) 城陽葬祭杉村	杉村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
㈱ 公 益 社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	㈱ 宇治葬祭篤辰	木村 登志雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
㈱ 京都セレモニー	松井 昭憲	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	山城葬祭㈱現丸屋	小川 保善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井手柏原83-2
京 都 儀 啓 社	綾見 勝	075-371-6269	下京区西新屋敷中堂寺町68-2	花 福	福田 善文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井手宮ノ本89
北 上 葬 儀 社	北上 禮子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552	(有) 花 杉	山下 博司	0774-62-0445	京田辺市田辺針ヶ池1-1
㈱ 公益サービスセンター	松井 信五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2	(有) 阪 口	阪口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
篤 政	滝口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	平城 公益 ㈱	西川 弘人	0774-72-5709	木津川市相楽鳥井7-1
洛王セレモニー(㈱)	北村 昌夫	075-933-4242	南区久世高田町35-3	㈱ 松本仏具店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
あ め 直	阪邊 賀津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	(有) いちたに	一谷 和弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
あ す 華 葬 祭	児 嶋 彦 任	075-621-4279	伏見区深草大亀谷古御香町150-8	㈱ セレモニーまつだ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町宇弓木956
㈱ のじり葬儀店	野尻 智美	075-611-4211	伏見区京町南七丁目45-1	お の え ㈱	尾上 康則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
篤 友	野口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1	(有) 向井葬祭	向井 文男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか！ など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。

寺院会費

当会もおかげさまでますます仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成二十四年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりました有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成二十四年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災の被災地へ引き続き募金支援のご協力お願い

銀行名：京都中央信用金庫
支店名：丸太町支店
種別：普通貯金
口座番号：0405536
口座名：京都仏教会災害救援基金 理事長 有馬頼底

発行日 平成二十五年一月三十一日
発行所 京都仏教会
〒602-0898 京都市上京区今出川通
烏丸東入相國寺門前町
六八四一
電話 (075) 233-6975
FAX (075) 233-6976
印刷所 (株) 精巧社

開運曆

檀信徒配布等にご利用下さい。

1部 価格85円
(郵送いたします)

申し込みは

京都仏教会
TEL 075-223-6975



有限会社 北尾石材
 URL: www.good-stone.com
 大塚店 / 八潮店 / 市原野店 / 京北店
 TEL: 075-781-9523 FAX: 075-781-0510
 〒608-8225 京都市左京区東大路百萬温止る東側

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
 色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 松 栞 園

〒600-8075
 京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
 電話 (075) 351-6380 (代表)
 FAX (075) 361-8006

心和むひととき……

名物ゆどうふ
南 禅 寺 順 正

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311
 FAX (075) 751-8812

清水寺店
 清水寺門前……TEL (075) 541-7111
 粟田口店
 粟田口三条上ル……TEL (075) 761-6161
 祇園山かがり火
 円山公園駐車場前……TEL (075) 541-0002




営業時間 / (都合により変更する場合があります)
11:30~22:00
 お問い合わせ/
075-722-3405
 Produced by **おののこ** 本舗



鉄板焼き・そば・うどん

一 玄

授与品・記念品・その他一式

井筒授与品店

フリーダイヤル **TEL 0120-075-820**
 フリーダイヤル **FAX 0120-075-890**

〒601-8348
 京都市南区吉祥院観音堂町23番地
 E-Mail: izutsu5@iz2.co.jp

京石塔石工事記念碑

石 寅 株式会社

石工事・土木工事・造園工事 (京都府知事認可)

本 店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10
 電話 (075) 881-1481番 FAX (075) 881-1480番
 新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町34-2
 電話 (075) 882-2124番 FAX (075) 882-2128番
 丹波営業所 (〒622-0211) 京都府船井郡丹波町上野中野31-1
 電話 (0771) 82-2681番 FAX (0771) 82-2751番
 石寅ホームページ URL: <http://www.ishitora.co.jp/>

精進料理

上 幸

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
 電話 (075) 821-3872
 (075) 821-3837

社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21
 -0007 (西大路三条西入ル南側)
 電話 075-311-0054 (代表)
 FAX 075-322-0152

お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可：京都府知事 許可(般-23)第38917号

石のカウンセラー **都** 株式会社 **石 茂 都**

ヨクゾ ヨイイシ
 ☎ (075) 491-4114(代) FAX (075) 491-2426
 京都市北区小山北玄以町24番地 (上賀茂橋西詰バス停前)

京 表 具

浩 悦 庵

古文化財保存修理研究所 (有) 矢口浩悦庵

本社 工房：〒602-8025 京都市上京区衣棚通り丸太町上る今薬屋町318番地
 TEL (075) 254-6021(代)・FAX (075) 254-6022
 東京営業所：TEL・FAX (0424) 72-6239 <http://www.koetsuan.com/>

文化財建造物修復・社寺建築設計施工

木澤工務店

代表取締役社長 木澤善之
 代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本 社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1
 TEL (075) 751-0628(代) FAX (075) 752-9430
 営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地
 TEL (0749) 42-2859(代) FAX (0749) 42-5727

京表具

表具全般 古書画修復

前田秀畹堂

〒604-8121
 京都市中京区柳馬場通錦小路
 TEL・FAX 075 (221) 5754

京都全日空ホテルは2013年2月1日(金)から「ANAクラウンプラザホテル京都」に名称を変更いたします

京都全日空ホテル
〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前
Phone (075) 231-1155 (代表)



ANA HOTEL KYOTO
<http://www.ana-hkyoto.com>



福井藩邸跡に建ち、二条城の正面に位置する最高のロケーション。
ホテル敷地内には風雅な日本庭園があり、やすらぎとくつろぎを満たしてくれます。

京都国際ホテル

〒604-8502 京都市中京区堀川通二条城前
Tel.075-222-1111(代) Fax.075-231-9381

■ 初期火災予防対策

火災対策は万全でしょうか？

文化庁は全国の主な重要文化財の防火状況に関する初の緊急調査を行うことを決めました。相次ぐ歴史的文化財の火災を受けた対応です。弊社では、初期火災予防対策として、ファイヤーレターデント防燃水の噴霧難燃処理を承っております。一般住宅から神社、仏閣までさまざまな既設建物への難燃処理剤として50万平米超の使用実績を有しております。



■ 借地管理

借地管理でお困りではありませんか？

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲(京都仏教会様顧問弁護士)他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者などの専門スタッフを揃え、円滑な借地運営のお手伝いをさせて頂いております。現在、管理実績は、700戸超です。

*相談、資料請求は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 玄武管財 TEL 075-411-1214 FAX 075-411-1241

京都市上京区相国寺前町6 4 7 番地1 E-mail:info@kyoto-genbu.co.jp <http://www.kyoto-genbu.co.jp/>



いつも新しい感動を

京都ブライトンホテル

京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります。ここは、かつて千利休や樂長次郎が行き交ったであろう文化の中心地。この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となるようよりよい商品とサービスを提供し続けてまいります

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360
<http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto>



伝統の心を映した
古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに
また、会合などさまざまなお集まりに、
お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは
◆東急ホテルズ予約センター◆
東京予約センター Tel.(03)3462-0109
札幌予約センター Tel.(011)533-1090
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090
福岡予約センター Tel.(092)262-1099

京都 東急ホテル
〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下(西本願寺北側)
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488
www.kyoto-h.tokyo-hotels.co.jp



フランス産鴨のハンバーグと鴨のフォアグラボワレ



レストラン ボーセジュール

メインが選べるディナーメニュー
「ペイザージュ・ド・ネージュ」 **期間限定**

世界料理オリンピックメダリスト三浦料理長が贈る「冬の味覚」ディナー。
「オマール海老とスワイガニと帆立貝のクリーム煮」や「フランス産鴨のハンバーグと鴨のフォアグラボワレ」
「国産牛ホ肉の煮込み」など選べる5種のメインをご用意しました。
質が高く、ワインにも良く合う至極のお料理をぜひご堪能ください。

2013年2月25日(月)まで 5:30P.M. ~ 9:00P.M.(9:00P.M.ラストオーダー)
¥6,000(サービス料・消費税込)

グランドプリンスホテル京都 〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 でおける人を、ほほえむ人へ。
●お問合せ・ご予約は「レストラン予約」係にて承ります。TEL:075-712-1111 **西武グループ**

税理士法人 **古都**

〒600-8431
京都市下京区綾小路通室町西入
善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号
TEL・FAX: 075 (352) 7778
E-mail:nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸
弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居りません。

京都・中珠数屋町
株式会社 神戸珠数店

〒600-8153 京都市下京区正面通烏丸東入
電話 (075) 371-3929(代)
FAX (075) 371-3930
定休日 日曜・祝祭日・第二・第四土曜